

こととされているので、留意する。

- ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。

(原産品申告書の必要的要件及び様式)

68-5-11 の 3

- (1) 本節において、原産品申告書とはオーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書をいう。
- (2) 令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68-5-2 に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA 税率を適用することはできないことに留意する。
- イ オーストラリア協定附属書 3 に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。
 - (イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。
 - (ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書 (C-5292) においては「5. その他の特記事項」欄の「 第三国インボイス」に、(C-5292-3) においては「5. Other」欄の「 Non-party invoice」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。
- ロ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。
- ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第 5 項に定める有効期間内のものであること。
- ニ 原産品申告書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産品申告書に 2 以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)

68-5-11 の 4

- (1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類 (以下この項において「その他の書類」という。) とは、オーストラリア協定第 3・17 条 2 (C) に規定する原産品であることを示す他の証拠であって、令第 36 条の 3 第 3 項 (令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ (2) の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品

に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。

(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。

イ その他の書類に提出にあたっては、原産品申告明細書（C-5293）に原産品申告書に記載された製品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載項目を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。

ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる製品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。

産品	関係書類の例
オーストラリア協定第3・3条に規定する産品	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）
同協定第3・2条(b)に規定する産品	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）がオーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。）
同協定第3・2条(c)に規定する産品のうち、関税分類変更基準を適用するもの	総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。）
同協定第3・2条(c)に規定する産品のうち、付加価値基準を適用するもの	製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を産品の

	生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、全ての非原産材料の CIF 価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 価額を記載させる必要はないので留意。)
同協定第 3・2 条(c)に規定する製品のうち、加工工程基準を適用するもの	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。)
その他の原産性の基準を適用する製品	原材料の締約国原産地証明書等（同協定第 3・6 条に規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（同協定第 3・4 条 3 (a)を適用する場合）、その他輸入しようとする製品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

ハ 令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の製品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された製品の原産性について疑義がある場合を除く。

- (イ) オーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる製品（当該製品の輸入申告の際に提出される令第 61 条第 1 項本文に規定するいずれかの書類によりオーストラリアにおいて完全に得られた製品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「JAEPA W0」と記載するものとする。）
- (ロ) 前記 7-18（事前照会に対する文書回答の手続等）の規定によりオーストラリア原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の製品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）
- (ハ) 前記 68-5-6 の規定によりオーストラリア原産品であることが明らかであると認めた貨物に該当する製品
- (ニ) 課税価格の総額が 20 万円以下の製品
- (ホ) その他税関長がその提出の必要がないと認める製品

ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第 3・16 条 1 (b)又は(c)に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸

出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 2 - 2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。

（締約国品目証明書の必要的要件）

68-5-11 の 5

(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。

協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 5 項(令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 5 項、第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に定める事項
-------	----------------------------------

(イ) ペルー協定附属書 1 第 2 編第 2 節日本国の表の 2 欄に定める品名が記載されていること。

(ロ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

（不備のある原産地証明書の取扱い）